

## 新たな食料・農業・農村基本計画と地域の視点

農業の発展と農工間の格差解消を目指し、農業そのものに焦点をあて1961年に制定された「農業基本法」に代わり、消費者や農村社会を広く施策に包括するものとして99年に新たに制定されたのが、「食料・農業・農村基本法」（以下「新基本法」という）である。新基本法は①高度化・多様化する需要に対応し、輸入および備蓄と組み合わせた食料の安定供給の確保、②農業・農村の多面的機能の重視、③農業の持続的発展、④生産ならびに生活空間としての農村の振興、とくに条件不利地域への支援策等が政策目標の柱として盛り込まれた。そして、20年前の00年3月に供給熱量ベースで食料自給率5割以上を目指すことが適当であるなどとした「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という）が閣議決定され、以降、5年ごとに見直され、20年3月を目途に新しい基本計画が公表される予定である。

このように農政の基本となる新基本法は、その制定時から農業生産だけでなく、食の安全や安心への関心の高まりといった消費者ニーズへの対応や、過疎化高齢化が進むなかでの条件不利地域対策など、農業に関連する多様な関係者への配慮という側面を持っていた。しかしながら、近年の施策は、そうした基本法の持つ多様な側面はやや弱まり、農業生産そのものの生産性向上や効率化が前面に出て進められてきた感がある。とくに、農協に対しては、産業としての農業支援に、より重点を置くよう施策が進められてきた感はいないであろう。

その一方で、この間、農業振興にとどまらない農村地域における農協の持つ多様な機能・役割について一定の評価をしてきたのは、地方創生など地域政策の側ではないかとみられる。例えば、19年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」のなかでは「農林水産業の成長産業化」だけでなく、「地方創生を担う『ひとづくり』のための多様な主体の連携」「『小さな拠点』の形成の推進」といった連携の多様な主体の一つとして農業協同組合が挙げられている。

ここで、新しい基本計画の検討過程では、農協と地域経済・地域社会との関係について指摘している箇所がある。「現行基本計画の検証とこれを踏まえた施策の方向（案）」（19年10月）をみると、「農業協同組合系統組織の中長期的に目指す姿」のなかで「農協が、農業者、特に担い手からみて、農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織として地域に存在している。」に加え、「農業者の所得向上、農業の発展に軸足を置きながら、地域経済・地域社会の中核的存在として存在している。」という記述がある。地域における農協を考える場合、農業生産そのものを支える役割と、農村のインフラとして地域を支える役割は両輪であり、両者は切り離せないとみられる。

JA全中は19年11月に新たな基本計画に対し、中小農家を含む多様な農業経営の維持発展や中山間地域支援を打ち出すとともに、農業と地域におけるJAグループの役割を適切に位置づけるよう提案した。農協がその事業や活動を通じ、多様な農業経営と地域社会を支え、それが農業・農村の持つ多面的機能の維持につながっている事実からみて当然であろう。農業にとどまらない農協のもう一つの役割もより明確に位置づけられるべきと考える。

（株）農林中金総合研究所 取締役調査第一部長 内田多喜生・うちだ たきお